

第55回定時株主総会招集ご通知添付書類



# 第55期 報告書

〔 自 平成18年4月1日 〕  
〔 至 平成19年3月31日 〕

株式会社タチイ

## 目 次

( 第55回定時株主総会招集ご通知添付書類 )

事業報告.....	1
連結貸借対照表.....	30
連結損益計算書.....	31
連結株主資本等変動計算書.....	32
連結注記表.....	33
貸借対照表.....	38
損益計算書.....	39
株主資本等変動計算書.....	40
個別注記表.....	42
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本.....	47
会計監査人の監査報告書謄本.....	48
監査役会の監査報告書謄本.....	49

株主メモ



古紙配合率100%再生紙を使用しています

# 事業報告 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、概ね順調に推移しました。米国経済は減速懸念などがあったものの、設備投資や個人消費が堅調に推移し緩やかに拡大しました。欧州経済は個人消費の拡大や内需により回復し、アジアでは中国を中心に高い成長を維持しました。

国内経済は個人消費に弱さがあるものの、企業収益が改善すると共に設備投資も順調に推移し、景気回復が進みました。

自動車業界におきましては、米国市場は小型車を中心に乗用車需要が堅調に推移し、日系自動車メーカーのシェアの上昇が続いています。欧州における需要は全体としては横ばいであり、アジア地域では中国やインドにおいて大幅に販売が増加しました。

日本国内における自動車販売は、石油価格の上昇を受け減少したものの、完成車輸出が増加となり、自動車生産台数は前年を上回りました。また、日本車の海外生産も前年実績を上回りました。

このような経営環境のもと、当社グループは「ビジョン2010」の実現を目指し、事業の積極的なグローバル化を推進してまいりました。

その結果、売上高につきましては、国内での売上高減少はあったものの、メキシコ及び中国での新規車種量産立ち上がりによる売上高増加や為替変動に伴う円換算額増加等により、2,168億5千7百万円（前期比2.9%増）となりました。

利益面につきましては、中国及び米国において日産事業として設立した合弁会社での生産準備費用の負担に加え、国内での販売製品構成の変化による付加価値減少、カナダ子会社での為替変動影響、国内外での新規車種量産立ち上げ費用の発生等により、営業損失は1億9千万円（前期は営業利益30億8千4百万円）となりました。また、これらの影響に加え、英国において日産事業として設立した持分法適用会社での生産準備費用の負担や国内外持分法適用会社の減益影響等により、経常利益は5億8千3百万円（前期比87.0%減）、国内持分法適用会社の過年度損益の調整額を特別損失に計上したこと等により、当期純損失は5億3百万円（前期は当期純利益19億4千万円）となりました。

当期における事業別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 1) 自動車座席事業等

売上高は2,162億4千4百万円となりましたが、中国及び米国において日産事業として設立した合弁会社の生産準備費用の負担に加え、国内外での新規車種量産立ち上げ費用の発生等により、営業利益は4億4千4百万円となりました。

## 2) 不動産関連事業

保有資産の有効活用と安定した収益の確保を目的に、当社において不動産賃貸事業を行っております。売上高は6億1千2百万円、営業利益は2億9千2百万円となりました。

(注) 当期より、不動産関連事業の営業利益が、全セグメントの営業利益の合計額に占める割合の10%以上となったため、事業の種類別セグメント情報を記載しております。

なお、当社の事業統括部門（管理部門等）に係る費用9億2千8百万円は配賦不能営業費用とし、上記の各事業別セグメントの営業費用には含めておりません。

当期における所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

### 1) 日本

モデル端境期による販売落込み影響や販売製品構成の変化等により、売上高は1,196億4千2百万円（前期比3.6%減）となりました。営業利益につきましては、売上高減少の影響に加え、新規車種の量産立ち上げ費用の発生、販売製品構成の変化の影響等により17億9千5百万円となりました。

なお、当期より、従来「日本」に全額配賦しておりました当社の事業統括部門（管理部門等）に係る費用を配賦不能営業費用としたため、従来の方法に比べ、営業利益は9億2千8百万円増加しております。

### 2) 米国

売上高につきましては、現地通貨ベースでは前期とほぼ同水準となりましたが、為替変動に伴う円換算額増加により433億3千1百万円（前期比2.5%増）となりました。営業利益につきましては、日産事業として設立した タックル シーティング U.S.A. LLCの生産準備費用の負担等により8千4百万円（前期比76.4%減）となりました。

### 3) カナダ

売上高は、為替変動に伴う円換算額増加により334億8百万円（前期比2.4%増）となりましたが、新規車種の量産立ち上げ費用の発生や為替変動による影響等により、営業損失5億8千1百万円（前期は営業利益4億2千6百万円）となりました。

### 4) メキシコ

新規車種の立ち上がり相次ぎ、売上高は182億5千1百万円（前期比57.6%増）となりましたが、量産立ち上げ費用が先行して発生したこと等から、営業損失1億6千1百万円（前期は営業利益2千3百万円）となりました。

5) フランス

開発費の回収等により売上高は3億9百万円（前期比50.7%増）となりましたが、先行開発費や固定費負担をカバーしきれず、前期に比べ損失は4千8百万円減少したものの、営業損失5千6百万円となりました。

6) 中国

当期より、広州泰李汽車座椅有限公司及び泰極（広州）汽車内飾有限公司を連結の範囲に含めております。なお、業績の状況は、次のとおりであります。

日産事業として設立し操業準備を進めていた広州泰李汽車座椅有限公司は、当期より生産及び販売を開始しましたが、年度後半からの販売であったこともあり、売上高は19億1千4百万円となりました。利益面につきましては、生産準備費用が先行して発生したことから、営業損失3億6千4百万円となりました。

当期の主な活動といたしましては、平成18年7月に株式会社Nui Tec Corporationを発足いたしました。これは、当社及び子会社の縫製技術と経営資源を集中させると共に、管理の一体化を図り、競争力を更に高めるためのものであります。

また、平成18年11月には、河西工業株式会社との業務提携を行いました。これは、両社の技術力を相互に補完し活用することにより、企業価値の増大と企業基盤の強化を図るためのものであります。具体的には共同開発の推進や生産の相互委託、拠点の共同活用等に取り組んでおります。

なお、平成16年11月にリア・コーポレーションと共同で設立した広州泰李汽車座椅有限公司は、平成18年6月より生産を開始し、平成17年9月に英国においてリア・コーポレーションと共同で設立したタックル シーティング UK Limitedが、平成18年11月に生産開始となりました。また、メキシコのインダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.は生産能力を増強し、北米向けの車種の生産を開始いたしました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資につきましては、新工場の建設、新規受注及びモデルチェンジ等に伴う生産対応設備を中心に総額64億2千9百万円を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、主に自動車座席事業のグローバル展開に伴う生産拠点の新設、増強のための設備投資資金として、金融機関より長期借入25億2千6百万円を実施いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得及び処分の状況

平成18年5月24日付で、河西工業株式会社の株式1,600,000株（平成19年3月31日現在における発行済み株式総数の4.0%）を取得しました。なお、当社は同社と業務提携契約を締結しております。

(8) 対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、原油価格の動向等に懸念材料があるものの、全体としては当期と同様に堅調に推移することが見込まれます。

自動車業界につきましては、日本、米国、欧州といった主要市場での需要は横ばいと見られるものの、中国やインド等が牽引役となり、世界全体では微増が予想されます。

日本車については、内需が減少する中で、今後は韓国や中国などからの主要市場への輸出が増加することも予想され、日系自動車メーカーの海外生産は益々増加していくものと考えられます。

こうした中、当社グループといたしましては、ビジョン2010で掲げた次の目標を実現すべく、中期諸施策に取り組む所存であります。

グローバル5（世界シートシェア5%）

連結売上高2,500億円

連結ROE10%

特に、喫緊の重点課題として、「グローバル事業の安定」と「付加価値の拡大」を掲げ、これらに確実かつスピーディーに取り組み、ビジョン2010を実現してまいり所存です。

株主の皆様には今後とも、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (9) 財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別			
	第52期 (平成16年3月期)	第53期 (平成17年3月期)	第54期 (平成18年3月期)	第55期(当期) (平成19年3月期)
売 上 高(百万円)	151,218	183,655	210,790	216,857
経 常 利 益(百万円)	4,392	6,795	4,477	583
当 期 純 利 益 又は純損失( ) (百万円)	2,489	4,002	1,940	503
1株当たり当期純利益 又は純損失( ) (円)	105.03	165.19	57.15	15.00
総 資 産(百万円)	83,058	93,787	105,908	109,120
純 資 産(百万円)	38,941	46,529	50,848	51,796
1株当たり純資産(円)	1,665.12	1,773.78	1,505.25	1,512.08

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失は期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 第52期は、国内では不動産賃貸事業開始に伴う一時費用の発生はあったものの、海外ではスクールバス事業での大幅な改善と既受注車種の好調により、売上高、経常利益、当期純利益共に増加いたしました。
3. 第53期は、シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップが収益に大きく貢献し、また、国内では新規受注車種の売上拡大もあり、売上高、経常利益、当期純利益共に増加いたしました。
4. 第54期は、シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップの販売が通期で寄与し、売上高は増加したものの、開発費の増加や為替変動の影響等により、経常利益、当期純利益は減少いたしました。なお、平成17年5月23日付で、1株につき1.3株の割合で株式分割を実施しております。
5. 第55期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。なお、第55期の状況につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(10)重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Nui Tec Corporation	325 <sup>百万円</sup>	100.0 <sup>%</sup>	自動車座席用縫製事業
立川工業株式会社	300 <sup>百万円</sup>	100.0 (100.0)	自動車座席部品の製造、販売
富士高工業株式会社	80 <sup>百万円</sup>	100.0 (100.0)	自動車座席部品の製造、販売
株式会社タチエパーツ	50 <sup>百万円</sup>	100.0	各種座席部品・医療用ベッドの製造、販売
立川発条株式会社	40 <sup>百万円</sup>	77.7	各種パネ・自動車座席部品の製造、販売
タチエ エンジニアリング U.S.A. INC.	43 <sup>百万 US\$</sup>	100.0	北米における営業、 開発業務
シーテックス INC.	5 <sup>百万 US\$</sup>	51.0 (51.0)	米国における自動車 座席の製造、販売
シンテック INC.	1 <sup>百万 US\$</sup>	100.0 (100.0)	米国における自動車 座席の製造、販売
タックル シーティング U.S.A. LLC	9 <sup>百万 US\$</sup>	51.0 (51.0)	米国における自動車 座席の製造、販売
インダストリア デ アシエント スベリオル S.A. DE C.V.	416 <sup>百万 Mex\$</sup>	100.0 (19.2)	メキシコにおける自動車 座席・座席部品の製造、 販売
タチエ カナダ LTD.	10 <sup>百万 US\$</sup>	100.0 (100.0)	カナダにおける管理 統括業務
シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップ	38 <sup>百万 US\$</sup>	51.0 (51.0)	カナダにおける自動車 座席の製造、販売
タチエ エンジニアリング ヨーロッパ S.A.R.L.	7 <sup>百万 EURO</sup>	100.0	欧州における営業、 開発業務
広州泰李汽車座椅有限公司	66 <sup>百万 RMB</sup>	51.0	中国における自動車 座席の製造、販売
泰極（広州）汽車内飾有限公司	38 <sup>百万 RMB</sup>	100.0	中国における自動車 座席部品の製造、販売

- (注) 1. 当社の出資比率欄の( )内数字は、当社の子会社の出資比率を内数で示しております。
2. インダストリア デ アシエント スベリオル S.A. DE C.V.の資本金は、インフレーション会計に基づき再評価しております。
3. 株式会社Nui Tec Corporation、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極（広州）汽車内飾有限公司は、重要性が増したことにより、当期より子会社に含めております。
- なお、株式会社Nui Tec Corporationは、縫製事業の一括管理・運営による効率化及び競争力強化を目指し、平成19年5月1日付で同社子会社の立川工業株式会社及び富士高工業株式会社を吸収合併いたしました。

(11)主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

自動車座席・座席部品の製造及び販売



(12) 主要な営業所及び工場（平成19年3月31日現在）  
当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	東京都昭島市	栃木工場	栃木県下野市
技術センター	東京都青梅市	平塚工場	神奈川県平塚市
技術センター愛知 及び愛知工場	愛知県安城市	鈴鹿工場	三重県鈴鹿市
		追浜工場	神奈川県横須賀市
武蔵工場	埼玉県入間市	金沢営業所	石川県白山市
青梅工場	東京都青梅市	上海事務所	上海市（中国）

子会社

名 称	所 在 地
株式会社Nui Tec Corporation	東京都青梅市
立川工業株式会社	秋田県横手市
富士高工業株式会社	愛知県名古屋市
株式会社タチエスパーツ	東京都青梅市
立川発条株式会社	東京都昭島市
タチエス エンジニアリング U.S.A. INC.	米国 ミシガン州
シーテックス INC.	米国 オハイオ州
シンテック INC.	米国 ノースカロライナ州
タックル シーティング U.S.A. LLC	米国 テネシー州
インダストリア デ アシエント スベリオル S.A. DE C.V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
タチエス カナダ LTD.	カナダ ノバスコシア州
シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップ	カナダ オンタリオ州
タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S.A.R.L.	フランス ヴェリジー・ピラクブレー市
広州泰李汽車座椅有限公司	中国 広東省
泰極（広州）汽車内飾有限公司	中国 広東省

(13) 従業員の状況 (平成19年3月31日現在)  
 企業集団の従業員の状況

事業部門等の名称	従業員数(名)	前期末比増減(名)
生産部門	4,067	1,184(増)
開発部門	484	106(増)
営業・購買部門	176	25(増)
事業統括部門	319	22(増)
合計	5,046	1,337(増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等700名は含んでおりません。  
 2. 従業員の増加につきましては、在外子会社の増産並びに本格稼働によるものであります。

当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,345	72(増)	37.7	14.1

- (注) 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等215名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先 (平成19年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	百万円 3,964
日本生命保険相互会社	700
株式会社三菱東京UFJ銀行	472
明治安田生命保険相互会社	200

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項（平成19年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 140,000,000株

(2) 発行済株式の総数 31,048,646株  
 （自己株式3,974,200株を除く）

(3) 株主数 4,329名（前期末比281名増）

(4) 大株主

株主名	持株数	出資比率
日野自動車株式会社	1,521 <sup>千株</sup>	4.90 <sup>%</sup>
株式会社齊藤	1,514	4.88
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	1,280	4.12
ザバンク オブ ニューヨーク ジャスティック トリティー アカウト	1,265	4.07
齊藤 静	1,166	3.76
ゴールドマン・サックス・ インターナショナル	1,004	3.24
タチエス取引先持株会	950	3.06
河西工業株式会社	905	2.92
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	806	2.60
齊藤 潔	736	2.37

(注) 出資比率は自己株式（3,974,200株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

定款授權に基づく取締役会決議により買受けた自己株式

買受けを必要とした理由

資本効率の向上を図るため。

株式の種類及び数

普通株式 3,667,900株

取得価額の総額

3,565,198,800円

### 3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員に交付された新株予約権等の状況（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当期中に従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

【旧商法の規定に基づき発行した新株予約権の状況（平成19年3月31日現在）】

< 株式会社タチエス第1回新株予約権 >

当社は、平成18年4月10日開催の取締役会決議に基づき、新光証券株式会社を割当先とする株式会社タチエス第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行すると共に、新光証券株式会社との間でエクイティコミットメントライン契約を締結いたしました。平成18年11月16日開催の当社取締役会において、本新株予約権について、残存するその全てを発行価額と同額で取得し消却することを決議し、平成18年12月20日に全部消却いたしました。

取得及び消却の理由

当社は、将来の投融资等に対する資金需要の発生に備え、その資金調達の機動性を確保する目的で、新光証券株式会社を割当先として、平成18年4月26日に本新株予約権を発行いたしました。本新株予約権には、スムーズに株式への転換を進めるため、行使価額の修正条項が付されておりましたが、株価水準は、本新株予約権の発行を決議した当時に当社が想定していた水準とは大きく乖離しており、このような状況のもとで株式への転換を進めることは、行使価額の修正による潜在株式の増大、過大な希釈化を招くこととなるためです。

第1回新株予約権の概要

1) 新株予約権の数

250個

2) 発行価額

本新株予約権1個当たり 40,000円（総額10,000,000円）

3) 権利行使期間

平成18年4月27日から平成19年4月26日まで

4) 行使価額

当初1,469円

- 5) 行使価額の修正  
本新株予約権の発行後、毎週金曜日までの3連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均の91.5%に相当する金額に修正される。
- 6) 消却事由及び消却の条件  
当社は、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の発行日の翌日以降、旧商法第280条ノ36の規定に従って通知し、かつ（本新株予約権証券が発行されている場合は）公告した上で、当該消却日に、本新株予約権1個当たり40,000円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選により行うものとする。なお、会社法施行日をもって、本新株予約権の消却については、本新株予約権を取得するものとして、必要な読み替えを行うものとする。
- 7) 権利行使の状況  
該当事項はありません。

【会社法の規定に基づき発行した新株予約権の状況（平成19年3月31日現在）】

＜第1回信託型ライツプラン新株予約権＞

当社は、当社の企業価値が毀損されることを未然に防止するために、不適切な企業買収を相当の範囲で抑止する仕組みとして信託型ライツプランを導入しており、その一環として、以下に記載する新株予約権の発行を行っております。なお、本新株予約権の発行は、平成18年6月28日開催の当社定時株主総会にて承認されております。

新株予約権の名称

第1回信託型ライツプラン新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類及び数又はその算定方法

- 1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。
- 2) 本新株予約権1個の目的となる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、1株とする。
- 3) 本新株予約権の目的となる株式の総数は、70,000,000株とする。

新株予約権の総数

70,000,000個とする。

募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により交付する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を1円とし、これに割当株式数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

- 1) 平成18年7月3日（月曜日）から平成21年6月30日（火曜日）までとする。
- 2) 上記1)にかかわらず、平成21年6月30日以前に権利発動事由（下記1)(ホ)(f)で定義される。）が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日の翌営業日から4カ月経過した日までとする。
- 3) 上記1)及び2)において、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。

## 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権は、平成18年7月3日（月曜日）から平成21年6月30日（火曜日）までの間に権利発動事由が生じた場合に限り、
  - (イ)買収者（下記 1)(ホ)(n)で定義される。）、
  - (ロ)当該買収者の共同保有者（下記 1)(ホ)(e)で定義される。）、
  - (ハ)当該買収者の特別関係者（下記 1)(ホ)(k)で定義される。）、
- (ニ)上記（イ）から（ハ）記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は
- (ホ)上記（イ）から（ニ）記載の者の関連者（下記 1)(ホ)(d)で定義される。）、のいずれにも該当しない者のみが、これを行することができる。なお、本発行要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該各号に定めるところによる。
  - (a)「株券等」とは、証券取引法（昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第27条の23第1項に規定する株券等をいう。
  - (b)「株券等所有割合」とは、証券取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
  - (c)「株券等保有割合」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
  - (d)「関連者」とは、実質的に、買収者が支配し、買収者に支配されもしくは買収者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又は買収者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。
  - (e)「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者及び同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者をいう。

- (f)「権利発動事由」とは、下記( )ないし( )に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、( )特定大量保有者に該当したことを示す公表がなされた日から10日間(ただし、当社取締役会は、新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に、その者が特定大量保有者ではなくなったことを示す公表がなされた場合及びその者が下記( )に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)、又は( )当社の株券等について公開買付けの公告を行った日から10日間(ただし、当社取締役会は、新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。)が経過した(当該期間中に、その者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%未満となった旨の証券取引法第27条の13第1項に規定する公告等を行った場合及びその者が下記( )に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)ことをいう。
- ( )当社又は当社の子会社
  - ( )当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、特定大量保有者になった後10日間(ただし、当社取締役会は、新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者
  - ( )当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく当社の特定大量保有者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただしその後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)
  - ( )当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権を発行時に取得し、所有している者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)
  - ( )買収が当社の利益に反しないと当社取締役会が新株予約権細則に従い認めた者(一定の条件のもとに当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)



- (g)「権利発動事由発生時点」とは、権利発動事由が発生した時点をいう。
- (h)「公開買付け」とは、証券取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けのうち、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる者として証券取引法施行令第7条第3項で定める場合を含む。以下本において同じ。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる場合のことをいう。
- (i)「公表」とは、多数の者の知り得る状態に置かれたことをいい、証券取引法第27条の23又は同法第27条の25に規定する報告書の提出及び当社が行う証券取引所の規則に基づく適時開示を含む。
- (j)「新株予約権細則」とは、当社取締役会が別途定める新株予約権細則をいう。
- (k)「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。
- (l)「特定大量保有者」とは、上記(f)( )ないし( )に記載される者を除く一又は複数の者であって、当社の株券等について、20%以上の株券等保有割合を保有する者又は保有すると当社取締役会が認めた者をいう。
- (m)「買収」とは、買収者が当社の株券等を取得又は所有することもしくは公開買付けを行うことをいう。
- (n)「買収者」とは、上記(f)又は(h)に規定するその者をいう。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、( )次の(イ)から(ホ)に規定する事由がいずれも存在しない場合、又は( )当該(イ)から(ホ)の事由のうち一もしくは複数が存在するにもかかわらず、新株予約権の行使を認めることが当該事由との関係で相当でない場合には、新株予約権は行使することができない。なお、( )又は( )の場合に該当するか否かについては、新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。
- (イ)当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値を損なうことが明白であること

- (ロ)当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
  - (ハ)当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主に強要するものであること
  - (ニ)当該買収の条件（対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の蓋然性、買収後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値に鑑み不十分かつ不適切であること
  - (ホ)上記2)(イ)から(ニ)のほか、当該買収又はこれに係る取引が当社の最善の利益（当社の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。）を害する重大なおそれがあること
- 3) 上記 2)の規定のほか、買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、次の(イ)及び(ロ)記載の条件が充足された場合には、新株予約権は行使することができない。なお、これらの条件が充足されるか否かについては、新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。
- (イ)当社取締役会が提示又は賛同する、当該買収とは別の代替案が存在し、
  - (ロ)当該代替案が当社に係る支配権の移転（特定の者が当社の総株主の議決権の過半数を保有することとなる行為をいう。）を伴う場合で、かつ下記(a)から(d)記載の条件がすべて満たされる場合
    - (a)当該買収が当社が発行者である株式すべてを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されること
    - (b)当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白でないこと
    - (c)当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主に強要するものでないこと
    - (d)当該買収又はこれに係る取引が当社の最善の利益を害する重大なおそれがないこと

- 4) 上記 2)及び3)のほか、適用のある外国法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために、( ) 所定の手続の履行、( ) 所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足又は( ) その双方(以下併せて「準拠法行使手続・条件」という。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行又は充足された場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、当社は、準拠法行使手続・条件を履行又は充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
  - 5) 受託者は、受託者の地位に基づいて新株予約権を行使することができない。
  - 6) 新株予約権者が、上記 1)から5)の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- 1) 当社は、上記 2)又は3)に従い新株予約権を行使することができない場合には、それぞれの事由が生じた日に、すべての新株予約権者から新株予約権全部を無償で取得する。
- 2) 上記 1)のほか、当社は、権利発動事由発生時点までの間、当社取締役会が新株予約権を消却することが適切であると判断する場合には、当社が別に定める日が到来したときに、すべての新株予約権者から新株予約権全部を無償で取得することができる。

#### 新株予約権の消却

当社は、上記 1)又は2)に従い新株予約権全部を取得した場合には、取締役会決議によりこれらを消却しなければならない。

#### 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての新株予約権を三井アセット信託銀行株式会社に割り当てる。

#### 4. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成19年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の 代 表 状 況 等
代表取締役会長 最高経営責任者	齊 藤 潔	
代表取締役社長 (最高執行責任者)	樽 見 耕 作	経営監査室担当
代表取締役 (副社長)	小 池 満 也	購買部門長
取締役 (常務執行役員)	近 藤 仁	事業統括部門長
取締役 (常務執行役員)	田 口 裕 史	海外事業統括部門長 タチエス エンジニアリング U.S.A. INC. 取締役会長 タチエス カナダ LTD. 取締役 社長 タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S.A.R.L. 取締役 社長 インダストリア デ アシエン ト スペリオル S.A. DE C.V. 取締役会長 広州泰季汽車座椅有限公司董 事長 鄭州泰新汽車内飾件有限公司 董事長
取締役 (常務執行役員)	松 下 和 好	営業部門長
取締役 (常務執行役員)	三 木 浩 之	開発部門長
社外取締役	工 藤 恭 一	富士機工株式会社常務取締役
社外取締役	木津川 迪 洽	弁護士
常勤監査役	小 泉 忠 男	
常勤監査役	川 崎 守	
社外監査役	河 合 弘 之	弁護士 シーエスアールコンサルティ ング株式会社代表取締役
社外監査役	宮 下 卓 也	

- (注) 1. 取締役工藤恭一、木津川迪洽の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役河合弘之、宮下卓也の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役小泉忠男氏は、当社経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役宮下卓也氏は、当社監査役就任前、他の企業において経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 印は執行役員兼務者であり、( )内は執行役員の地位であります。

6. 平成18年6月28日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって、監査役坪井道好氏は退任いたしました。また、取締役川崎守氏は退任し、同日付で常勤監査役に就任いたしました。
7. 平成13年6月27日より執行役員制度を導入しております。取締役兼務者以外の執行役員の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の 代 表 状 況 等
常務執行役員	並 木 一 章	車種企画部門長、生産部門長
常務執行役員	木 村 利 光	品質保証部門長、生産技術部門長、開発部門長
常務執行役員	小 林 英 雄	開発副部門長 タッチエス エンジニアリング U.S.A. INC. 取締役社長
常務執行役員	野 上 義 之	事業統括副部門長
執行役員	久次米 憲 好	品質保証副部門長
執行役員	福 田 讓 豊	営業副部門長
執行役員	矢 島 清 治	生産副部門長
執行役員	川 村 隆 隆	生産技術副部門長
執行役員	中 村	海外事業統括副部門長、購買副部門長
執行役員	伊 月 憲 康	開発副部門長
執行役員	大 野 泰 明	事業統括副部門長、車種企画副部門長、営業副部門長
執行役員	和歌月 逸 郎	海外事業統括副部門長
執行役員	西 村 茂	生産副部門長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 9 名	185,648千円	(うち社外取締役 2 名6,570千円)
監査役 4 名	38,586千円	(うち社外監査役 2 名7,800千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成15年6月26日開催の第51回定時株主総会決議において、年額216,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成15年6月26日開催の第51回定時株主総会決議において、年額54,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の総額には、当期における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

### 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

取締役工藤恭一氏は、富士機工株式会社の常務取締役を兼務しており、当社は同社との間に部品仕入れ等の取引関係があります。なお、同社は特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第18号の定義によります。)に該当し、同氏は業務執行者(同規則同条同項第6号の定義によります。)に該当いたします。

取締役木津川迪治氏は、クローバー法律事務所のパートナー弁護士を兼務しておりますが、クローバー法律事務所と当社との間に重要な取引はありません。

監査役河合弘之氏は、さくら共同法律事務所のパートナー弁護士及びシーエスアールコンサルティング株式会社代表取締役を兼務しており、当社はさくら共同法律事務所の他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結しております。

#### 他の会社の社外役員との兼任状況

取締役工藤恭一氏は、株式会社富士機工クラタ社外監査役、九州富士機工株式会社社外監査役、國洋電機工業株式会社社外取締役を兼務しております。

監査役河合弘之氏は、興研株式会社社外監査役を兼務しております。

#### 当期における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
工藤 恭一	社外取締役	当期開催の取締役会15回のうち8回に出席し、必要に応じ、長年の経営者としての知見に基づく発言を行っております。
木津川 迪洽	社外取締役	平成18年6月28日就任以降開催の取締役会11回のうち11回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
河合 弘之	社外監査役	当期開催の取締役会15回のうち10回に、また、監査役会11回のうち11回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
宮下 卓也	社外監査役	当期開催の取締役会15回のうち15回に、また、監査役会11回のうち11回に出席し、必要に応じ、長年の他社経理部門での経験及び知見に基づく発言を行っております。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

## 5. 当社の会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有楽町公認会計士共同事務所 公認会計士 朝倉敏守  
みすず監査法人

- (注) 1. 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人は、平成18年5月10日付で金融庁より2ヵ月間の一部業務停止処分を受けました。そのため、同監査法人は平成18年7月1日をもって当社の会計監査人としての資格を喪失したことにより退任しております。
2. 有楽町公認会計士共同事務所 公認会計士 朝倉敏守氏は平成18年7月5日開催の当社監査役会において一時会計監査人として選任されました。また、同年8月25日開催の当社監査役会において、中央青山監査法人は一時会計監査人として追加選任され、有楽町公認会計士共同事務所 公認会計士 朝倉敏守氏との共同監査体制となりました。なお、中央青山監査法人は平成18年9月1日付で、みすず監査法人に名称変更しております。

### (2) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

金融庁が平成18年5月10日付で発表した懲戒処分の内容の概要

#### 処分対象

中央青山監査法人（現 みすず監査法人）

（所在地：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号  
霞が関ビル）

#### 処分内容

業務の一部停止2ヵ月（平成18年7月1日から平成18年8月31日まで）

#### [停止する業務]

証券取引法監査及び会社法（商法特例法）監査（法令に基づき、会社法（商法特例法）に準じて実施される監査を含む。）。ただし、一定の監査業務を除外するものとする。

#### 処分理由

カネボウ株式会社の平成11年3月期、平成12年3月期、平成13年3月期、平成14年3月期及び平成15年3月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、同監査法人の関与社員は故意に虚偽のないものとして証明した。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額	
	みすず監査法人	有楽町公認会計士 共同事務所 公認会計士 朝倉敏守
公認会計士法第2条第1項の 業務に係る報酬等の額	22,950千円	2,550千円
公認会計士法第2条第1項の 業務以外の業務に係る 報酬等の額	450千円	50千円
合 計	23,400千円	2,600千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、アニュアルレポートレビュー業務を委託しております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合及び当社会計監査人の選任の基準が満たされない事態が生じ、改善の見込みが立たない場合は、その会計監査人を解任又は不再任とすることができます。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 当社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成16年4月にコンプライアンス宣言を行いました。この中で、「タチエス倫理綱領」を役員・社員の行動の拠りどころとし、以下の実践に努めることを宣言しました。

- ・ 環境への影響に十分配慮し、社会に有用で安全な商品を提供していくと共に、企業の透明性を確保し、全てのステークホルダーの信頼に応えられるよう努める。
- ・ 国の内外を問わず、すべての法律とルール及びその精神を遵守すると共に、社会的良識をもって行動する。
- ・ 社は「互譲協調」の精神に基づき、良き企業市民として責任ある行動と倫理観の涵養に努める。



これらを実践し、社会から信頼される企業であり続けるため、当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めました。

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 役員・社員は、一人ひとりの行動規範として制定する「タチエス倫理綱領」に従い、誠実に行動する。
- 2) コンプライアンスに関する体制整備のため、コンプライアンス運用規定、内部通報制度等を制定すると共に、倫理委員会、コンプライアンス委員会を設置する。

社長を委員長とし、全取締役、関係執行役員、事務局で構成する倫理委員会にて、各年度、コンプライアンス実行計画を策定すると共に活動のレビューを行う。

グループ内での法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図るため、内部通報制度を設ける。この通報先は、経営監査室、監査役、顧問弁護士とする。

コンプライアンス違反が発生した場合、これに適切に対応するため、コンプライアンス担当役員を委員長とし、社外取締役、監査役、顧問弁護士、事務局にて構成するコンプライアンス委員会を設置する。

- 3) 社内業務については経営監査室が監査する。各部署・関係会社に対する監査計画を立案し、監査の実施、指摘、監査報告を行い、有効性の強化とプロセス改善に努める。
- 4) 経営の公正及び透明性を確保するために、取締役体制には社外取締役を招聘する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 法令・社内規定に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。
- 2) 重要な情報の機密保持や個人情報の保護については、情報セキュリティポリシー及び個人情報保護規定により適切に保存及び管理される。

#### 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会及び執行役員会において、経営環境の変化や事業の活動状況を踏まえ、事業に関する重大なリスクをあらかじめ予見し、その適切な対処方法について検討し、予防策を講じる。
- 2) 全社的なリスクについては、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置すると共に、その下部組織として各部会を設置し、リスク管理体制の整備、強化を図る。
- 3) コンプライアンス、安全、環境、品質に係るリスクについては、「倫理委員会」「中央安全衛生委員会」「全社環境管理委員会」「品質保証委員会」を設け、それぞれの担当部署が専門的な立場からリスク管理を行う。

#### 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 次の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
  - ・毎月1回開催する取締役会における重要事項の決定と取締役の業務執行状況の監督
  - ・毎月2回開催する執行役員会における重要事項に関する意思決定
  - ・取締役会における中期経営計画の策定と執行役員会における月次のフォロー
  - ・取締役会における年度事業計画の策定と執行役員会における月次業績のフォローと改善策の策定
- 2) 経営の意思をタイムリーに伝達し、各部門における業務の執行を円滑にするために、各部門を担当する執行役員が招集する部門別執行役員会（各部門の担当役員・部長にて構成）を設置する。

#### 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) グループ経営管理について、国内事業は事業統括部門が統括し、海外事業は海外事業統括部門が統括する。
- 2) 事業統括部門は、グループ各社の月次損益分析を取締役会及び執行役員会に報告する。
- 3) 次の会議体を設け、関係会社に対する適切な経営管理とモニタリングを行う。
  - < 国内関係会社 >
    - ・国内関係会社経営コミッティー（年2回開催）
    - ・関係会社社長会（年2回開催）
  - < 海外関係会社 >
    - ・海外関係会社経営コミッティー（年2回開催）
    - ・北米経営コミッティー（2ヵ月毎に開催）

監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 現時点で補助すべき使用人は設置していないが、必要に応じ監査役スタッフを置くこととし、その人事については監査役会の承認を得ることとする。
- 2) 監査役は、監査職務の遂行に当たり、内部監査を担当する経営監査室と連携を保ち、効率的な監査を行う。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 常勤監査役は、監査方針を立案し、監査計画に基づく監査を実施する。また、取締役会や重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を読覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求め、又は意見を述べ、もしくは修正を求める。
- 2) 監査役会は、社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役体制は、経営執行の状況を広い視野から把握するため、学識経験者等の有識者を社外監査役として招聘する。また、監査役の欠員による監査の空白を避けるため、補欠社外監査役を選任する。
- 2) 監査役は、監査役、会計監査人、事業統括部門担当役員及び経営監査室で構成する三者協議会を年2回定例的に開催し、コーポレートガバナンス、内部統制、経営全般等に関し、適時、適切な情報交換、意見交換を行う。
- 3) 監査役会は、会計監査人との会合を持ち、両者の監査計画書の監査方針、重点監査事項等の確認、意見交換を行う。
- 4) 会計監査人と社長のトップミーティングを開催する。
- 5) トップの指示が各部門長に的確に伝わり実行されているかを確認するため、会計監査人による部門長ヒアリングを実施する。

## (2) 当社の支配に関する基本方針

### 基本方針の内容

日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。株式持合い構造の解消による安定株主の減少、グローバル化の進展に伴う競争の激化、企業買収に関わる法制度の改正等、企業を取り巻く経営環境が大きく変化してきております。こうした中で、友好的な企業買収のみならず、敵対的な企業買収も生じうる環境になりつつあります。敵対的な企業買収の中には、その目的や買収後の経営方針等に鑑み会社の企業価値を損なうものや、会社や株主に対して買収提案の内容等を検討する十分な時間や情報を与えないもの等、会社の株主等ステークホルダーの利益を害する不適切なものがあり得ます。

当社は、創業以来、自動車シートの専門メーカーとして、多くの自動車メーカーよりお取引いただいております。このビジネスの特長を活かして、今日まで事業を維持、発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定されているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには、特定の企業グループにくみすることなく、当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

現在、当社は長期の事業目標を実現するために、中期事業計画の実行を通して、事業形態をグローバル化し、企業価値の向上を目指しております。この実行に当たっては、ビジネスの拡大が前提条件となり、そのためにも当社の独自性を維持することが不可欠であります。

一方で、不適切な企業買収が行われた場合には、当社の独立系メーカーとしての独自性や企業価値向上策が阻害され、重要な顧客や収益機会を喪失することが懸念されます。このような事態が生じた場合は、当社の企業価値が大きく毀損される恐れがあります。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社が関連する国内の自動車業界におきましては、市場も一段と成熟化が進み、今後生産量の大幅な増加は期待できない環境下にあります。これに伴い、自動車シート業界におきましても、この環境変化に対応した変革が求められております。自ずと国内市場だけでは限界があり、海外市場への展開が課題となっております。当社は、この環境のもとで、更なる企業価値の向上を目指した長期の事業目標としてビジョン2010を策定し、平成22年（2010年）度までに、海外市場に対応できる企業を目指しております。

ビジョン2010で策定した事業目標は次のとおりです。

- ・世界の主要拠点で、開発から生産まで一貫した事業展開をすること
- ・技術開発力で、業界トップクラスの評価を受けること
- ・世界市場で優位に立つために必要な事業規模（世界シェア5%）になること
- ・グローバルで対応ができる事業体質をもつこと

また、新たな経営理念として「私たちは技術の創造を通じて、世界のお客様に信頼と感動を与える商品を提供し、社会に貢献する」を掲げて、世界トップレベルの自動車シートメーカーを目指しています。

具体的には、平成22年度までの長期目標を実現するために、前期中期事業計画（平成17年度～平成19年度）と後期中期事業計画（平成20年度～平成22年度）の2段階で達成することにしています。

まず、前期中期事業計画では、次の施策を展開しております。

- ・北米地域における開発拠点の拡充と欧州地域における基盤整備
- ・米国、英国、中国における日産事業の展開
- ・メキシコ事業の拡充

この前期中期事業計画を実施することで、グローバル企業への足固めをしております。

後期中期事業計画では、これらの積極策を着実に積み重ね、競争力をさらに高めていくことで、平成22年度までにグローバルシートメーカーの仲間入りを果たしたいと考えております。

こうした企業価値の向上に取り組む一方、コンプライアンスの観点からは、倫理委員会の設置や社内通報制度の導入を行い、社内体制を整備しております。

また、経営管理機能の強化と透明性の確保のために、社外取締役、社外監査役の選任、取締役の任期1年への短縮などを実施しており、コーポレートガバナンスの充実に務めております。

なお、当社の事業展開等に関しまして、株主や投資家の皆様により理解していただくため、積極的なIR活動を展開してきております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成18年6月28日に開催された定時株主総会において、当社取締役会の事前の賛同を得ない特定の株主による当社株券等の保有割合が20%以上の結果となる、当社株券等の取得や買収提案への対応方針として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツプランを導入いたしました。信託型ライツプランは、当社が予め信託銀行に新株予約権を発行し、将来当社や当社のステークホルダーの利益を害する買収が行われた場合には、信託銀行から受益者である全株主に対して新株予約権が交付され、当該買収者とその一定範囲の関係者等以外の全株主が新株予約権を行使して極めて低い価額で当社普通株式を取得することができるようにする仕組みであります。

当社が導入した信託型ライツプランは、導入に際して有効期間の限定、新株予約権の消却の可能性、新株予約権を行使することができない客観的条件の設定等、買収防衛策が経営陣の保身のために恣意的に利用されることがないように、合理性を十分有しております。また、本信託型ライツプランを導入するに当たり、新株予約権に関する細則を制定し、この細則に基づき、当社経営陣から独立した第三者機関として、社外取締役、社外監査役及び社外の有識者で構成される特別委員会を設置し、この特別委員会が、当社に対する企業買収発生時に、株主等ステークホルダーの皆様の立場に立ち、信託型ライツプランの発動の適切性を判断する役割を担います。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業年度毎の利益の状況と事業展開の動向、更には連結配当性向などを総合的に勘案し、常に安定した配当の維持を基本方針とし、事業展開の節目には記念配当を上乗せするなど株主の皆様への利益還元積極的に努めてまいります。

当期はグローバル事業展開の節目の年であり、非常に厳しい業績状況下ではありますが、上記方針のもと年間10円の普通配当を継続すると共に、東京証券取引所への上場20周年及び米国進出20周年の記念として2円増配し、年間配当12円とさせていただきます。また、内部留保金につきましては、財務体質の強化及び中長期的な成長と利益の確保のため、研究開発、設備、国内外事業展開などへ積極的に投資し、盤石な経営基盤の確立に努めてまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	57,137	流動負債	48,368
現金及び預金	11,094	支払手形及び買掛金	35,384
受取手形及び売掛金	32,271	短期借入金	2,836
有価証券	159	未払法人税等	485
たな卸資産	5,889	未払費用	6,261
前払金	433	その他	3,400
繰延税金資産	886	固定負債	8,955
その他	6,411	長期借入金	2,526
貸倒引当金	9	繰延税金負債	693
固定資産	51,983	退職給付引当金	1,424
有形固定資産	30,684	役員退職慰労引当金	408
建物及び構築物	12,662	負ののれん	38
機械装置及び運搬具	9,407	その他	3,863
土地	5,692	負債合計	57,323
建設仮勘定	1,622	(純資産の部)	
その他	1,298	株主資本	41,958
無形固定資産	2,198	資本金	8,145
投資その他の資産	19,100	資本剰余金	7,699
投資有価証券	17,096	利益剰余金	29,682
長期貸付金	160	自己株式	3,568
繰延税金資産	378	評価・換算差額等	4,989
その他	1,516	その他有価証券評価差額金	1,858
貸倒引当金	51	為替換算調整勘定	3,130
資産合計	109,120	少数株主持分	4,848
		純資産合計	51,796
		負債・純資産合計	109,120



# 連結損益計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		216,857
売 上 原 価		205,154
売 上 総 利 益		11,702
販売費及び一般管理費		11,893
営 業 損 失		190
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	350	
受 取 配 当 金	264	
負ののれん償却額	25	
持分法による投資利益	100	
そ の 他	214	955
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	61	
社 債 発 行 費 等	48	
為 替 差 損	47	
そ の 他	23	180
経 常 利 益		583
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	203	
補 助 金 収 入	212	416
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	190	
出 資 金 売 却 損	39	
過 年 度 損 益 修 正 損	352	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	92	673
税金等調整前当期純利益		325
法人税、住民税及び事業税		902
法 人 税 等 調 整 額		10
少 数 株 主 損 失		83
当 期 純 損 失		503

# 連結株主資本等変動計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	8,145	7,730	30,998	893	45,981
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			381		381
当期純損失			503		503
自己株式の取得				3,567	3,567
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社の増加			58		58
持分法適用の関連会社からの自己株式の取得による剰余金の減少		31		891	859
第1回新株予約権の発行					
第1回新株予約権の消却					
その他			372		372
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		31	1,315	2,675	4,022
平成19年3月31日残高	8,145	7,699	29,682	3,568	41,958

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高	2,558	2,308	4,867		5,486	56,335
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						381
当期純損失						503
自己株式の取得						3,567
自己株式の処分						0
連結子会社の増加						58
持分法適用の関連会社からの自己株式の取得による剰余金の減少						859
第1回新株予約権の発行				10		10
第1回新株予約権の消却				10		10
その他						372
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	700	822	122		638	515
連結会計年度中の変動額合計	700	822	122		638	4,538
平成19年3月31日残高	1,858	3,130	4,989		4,848	51,796

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 15社

会社名：立川工業(株)、富士高工業(株)、(株)タチエスパーツ、立川発条(株)、(株)Nui Tec Corporation  
タチエス エンジニアリング U.S.A. INC.、シーテックス INC.、シンテック INC.、タックル シーティング U.S.A. LLC、インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.、タチエス カナダ LTD.、シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップ、タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S.A.R.L.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極(広州)汽車内飾有限公司

なお、(株)Nui Tec Corporation、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極(広州)汽車内飾有限公司は、重要性が増したことにより、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

会社名：泰極汽車内飾(太倉)有限公司、タチエスサービス(株)、(株)TS デザイン、(株)日新工業所

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等を勘案しても小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社の数 - 社

#### (2) 持分法適用の関連会社の数 6社

会社名：富士機工(株)、錦陵工業(株)、テクノトリム INC.、フジ オートテック U.S.A.LLC.、タックル シーティング UK Limited  
広州富士機工汽車部件有限公司

なお、広州富士機工汽車部件有限公司は、重要性が増したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

#### (3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社

会社名：泰極汽車内飾(太倉)有限公司、タチエスサービス(株)、(株)TS デザイン、(株)日新工業所

関連会社

会社名：鄭州泰新汽車内飾件有限公司

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がないため持分法適用の範囲からは除外しております。

#### (4) 持分法適用会社の決算日等に関する事項

持分法適用会社の決算日は、錦陵工業(株)、テクノトリム INC.、フジ オートテック U.S.A.LLC.、タックル シーティング UK Limited、広州富士機工汽車部件有限公司を除き、連結計算書類作成会社と同一であります。

錦陵工業(株)、テクノトリム INC.の決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

また、フジ オートテック U.S.A.LLC.、タックル シーティング UK Limited、広州富士機工汽車部件有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日はタックル シーティング U.S.A.LLC.、インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.、広州泰李汽車座椅有限公司及び泰極(広州)汽車内飾有限公司を除き、連結計算書類作成会社と同一であります。

タックル シーティング U.S.A.LLC、インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.、広州泰李汽車座椅有限公司及び泰極（広州）汽車内飾有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

主として連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

主として総平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

製品・仕掛品（量産品）、原材料 主として総平均法による原価法

その他の製品・仕掛品 主として個別法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

主として法人税法に規定する減価償却の方法と同一の基準を採用しております。

有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

なお、カナダ連結子会社の営業権については、米国財務会計基準審議会基準書第142号「営業権及びその他の無形固定資産」を適用しております。

長期前払費用

定額法

##### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当期発生額を計上しております。

なお、当連結会計年度に係る役員賞与は、当連結会計年度の業績等を勘案し、支給しない方針であるため、役員賞与引当金は計上していません。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主に当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

(追加情報)

当社は適格退職年金制度を設けておりましたが、退職給付制度の改定を実施し、平成19年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュバランプラン）へ移行する予定であります。

この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。

確定給付企業年金制度（キャッシュバランプラン）への移行により、退職給付債務が978百万円減少するとともに同額の過去勤務債務が発生しております。

#### 役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社のうち5社については、役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (4) 在外連結子会社が採用している会計処理基準

インダストリア デ アシエント スペリオル S.A.DE C.V.はメキシコ法人であり、その計算書類は同国の会計原則に準拠してインフレーション会計によって作成されております。その概要は、恒久資産（固定資産、投資、繰延資産）の取得原価、償却累計額及び資本勘定各科目につき、消費者物価指数の修正率を乗じて再評価を行う方法です。また、貨幣性資産・負債に生ずる貨幣購買力損益は期間損益として処理しております。

#### (5) 重要なリース取引の会計処理

主としてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜による処理を行っております。

#### 5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

#### 6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、5年間で均等償却しております。

### 連結計算書類作成のための基本となる事項の変更

(連結貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は46,948百万円であります。

### 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

「連結調整勘定」は、当連結会計年度から「負ののれん」として表示しております。

(連結損益計算書)

「連結調整勘定償却額」は当連結会計年度から「負ののれん償却額」として表示しております。

### 連結貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

土地	1,062百万円
建物及び構築物	4,815百万円
機械装置及び運搬具	6百万円
計	5,884百万円

##### (2) 担保に係る債務

流動負債「その他」	30百万円
長期借入金	800百万円
固定負債「その他」	3,784百万円
計	4,615百万円

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

35,273百万円

### 3. 保証債務の内容

(1) 関係会社等の金融機関からの借入金等に対する債務保証額は次のとおりであります。

タックル シーティング UK Limited	766百万円	(3,307千GBP)
フジ オートテック U.S.A.LLC.	529百万円	(4,488千US\$)
広州富士機工汽車部件有限公司	207百万円	(13,600千RMB)
タチエスサービス株式会社	2百万円	
従業員	2百万円	
計	1,508百万円	

(2) 関係会社等のリース契約に対する債務保証は次のとおりであります。

フジ オートテック U.S.A.LLC.	307百万円	(2,605千US\$)
計	307百万円	

### 4. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	33百万円
支払手形	79百万円
流動負債「その他」 (設備関係支払手形)	25百万円

### 5. 現先取引

流動資産「その他」には、現先取引による短期貸付金4,397百万円が含まれております。当該現先取引にかかる担保受入有価証券の時価は4,389百万円であります。

## 連結損益計算書に関する注記

過年度損益修正損

一部の持分法適用国内関連会社に対する原則的処理方法の採用に伴う計上額であります。

(追加情報)

一部の持分法適用国内関連会社に対する持分法適用処理は、従来関係会社の個別財務諸表に基づき行っておりましたが、当連結会計年度から関連会社の連結財務諸表に基づき行っております。

これにより、税金等調整前当期純利益が352百万円減少しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度末における発行済株式数 35,022,846株
- 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)			当連結会計年度末残高(百万円)
		前連結会計年度末	増加	減少	
第1回新株予約権(エクイティコミットメントライオン契約) (自己新株予約権)	普通株式		2,855 (2,855)	2,855 (2,855)	
合計			2,855 (2,855)	2,855 (2,855)	

(注) 1. 目的となる株式の数は、取得及び消却日(平成18年12月20日)を基準日として算出しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第1回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

第1回新株予約権及び自己新株予約権の減少は新株予約権の消却によるものであります。

第1回自己新株予約権の増加は、新株予約権の取得によるものであります。

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	173百万円	5円	平成18年 3月31日	平成18年 6月29日
平成18年11月16日 取締役会	普通株式	208百万円	6円	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日

基準日が当連結会計年度中に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
平成19年6月27日定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決 議	株式の種類	配当の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	186百万円	6円	平成19年 3月31日	平成19年 6月28日

#### 一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,512円08銭

1株当たり当期純損失 15円00銭

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失	503百万円
普通株主に帰属しない金額	百万円
普通株式に係る当期純損失	503百万円
普通株式の期中平均株式数	33,552,630株

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,704	流動負債	32,113
現金及び預金	1,610	支払手形	1,176
受取手形	1,636	買掛金	26,607
売掛金	21,422	関係会社受託金	622
製品	535	未払金	584
原材料	956	未払費用	2,406
仕掛品	249	未払法人税等	223
貯蔵品	123	預り金	216
前払金	994	設備関係支払手形	143
繰延税金資産	497	前受収益	81
短期貸付金	4,398	その他	51
未収入金	231	固定負債	7,641
その他	57	長期借入金	1,700
貸倒引当金	9	繰延税金負債	642
固定資産	39,495	退職給付引当金	1,050
有形固定資産	16,390	役員退職慰労引当金	389
建物	6,732	長期前受収益	322
構築物	400	預り敷金	397
機械装置	3,648	預り保証金	3,139
車両運搬具	21	負債合計	39,754
工具器具備品	948	(純資産の部)	
土地	4,582	株主資本	30,588
建設仮勘定	54	資本金	8,145
無形固定資産	489	資本剰余金	7,730
ソフトウェア	471	資本準備金	7,697
その他	17	その他資本剰余金	33
投資その他の資産	22,615	利益剰余金	18,637
投資有価証券	7,132	利益準備金	480
関係会社株式	11,777	その他利益剰余金	18,156
関係会社出資金	2,552	特別償却準備金	2
長期貸付金	403	圧縮記帳積立金	23
長期前払費用	10	別途積立金	15,000
差入保証金	627	繰越利益剰余金	3,131
その他	162	自己株式	3,926
貸倒引当金	49	評価・換算差額等	1,856
		その他有価証券評価差額金	1,856
資産合計	72,199	純資産合計	32,444
		負債・純資産合計	72,199



# 損益計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		122,890
売 上 原 価		116,054
売 上 総 利 益		6,836
販売費及び一般管理費		6,224
営 業 利 益		612
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	767	
そ の 他	185	952
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64	
そ の 他	70	135
経 常 利 益		1,429
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	203	203
特 別 損 失		
固定資産処分損	175	
出資金売却損	39	
関係会社株式評価損	89	304
税引前当期純利益		1,328
法人税、住民税及び事業税		252
法人税等調整額		42
当 期 純 利 益		1,033

株主資本等変動計算書 (自平成18年4月1日  
至平成19年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資 本 剰 余 金	資本剰余 金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
						特別償却 準 備 金	圧縮記帳 積 立 金
平成18年3月 31日 残 高	8,145	7,697	33	7,730	480	9	115
事業年度中 の 変 動 額							
剰余金の配当							
当期純利益							
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩						7	
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩							92
別 途 積 立 金 の 積 立							
自己株式の 取 得							
自己株式の 処 分			0	0			
第1回新株 予約権の発行							
第1回新株 予約権の消却							
株主資本以外 の 項 目 の 事業年度中 の 変 動 額 (純額)							
事業年度中 の 変 動 額 合 計			0	0		7	92
平成19年3月 31日 残 高	8,145	7,697	33	7,730	480	2	23

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計			
	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計					
	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰 余 金						
平成18年3月31日残高	14,000	3,379	17,985	359	33,503	2,101		35,604
事業年度中の変動額								
剰余金の配当		381	381		381			381
当期純利益		1,033	1,033		1,033			1,033
特別償却準備金の取崩		7						
圧縮記帳積立金の取崩		92						
別途積立金の積立	1,000	1,000						
自己株式の取得				3,567	3,567			3,567
自己株式の処分				0	0			0
第1回新株予約権の発行							10	10
第1回新株予約権の消却							10	10
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						245		245
事業年度中の変動額合計	1,000	248	651	3,566	2,914	245		3,159
平成19年3月31日残高	15,000	3,131	18,637	3,926	30,588	1,856		32,444

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法  
その他の有価証券  
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)  
時価のないもの 総平均法による原価法
  - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
製品・仕掛品(量産品)、原材料 総平均法による原価法  
その他の製品・仕掛品 個別法による原価法  
貯蔵品 最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法  
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。
  - (2) 無形固定資産  
定額法  
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
  - (3) 長期前払費用  
定額法  
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 役員賞与引当金  
定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当期発生額を計上しております。  
なお、当事業年度に係る役員賞与は、当事業年度の業績等を勘案し、支給しない方針であるため、役員賞与引当金は計上しておりません。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。  
(追加情報)  
適格退職年金制度を設けておりましたが、退職給付制度の改定を実施し、平成19年4月1日に確定給付企業年金制度(キャッシュバランスプラン)へ移行する予定であります。  
この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用しております。  
確定給付企業年金制度(キャッシュバランスプラン)への移行により、退職給付債務が978百万円減少するとともに同額の過去勤務債務が発生しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜による処理を行っております。

## 会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は32,444百万円であります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土地	1,062百万円
建物	4,812百万円
構築物	2百万円
機械装置	6百万円
計	5,884百万円

(2) 担保に係る債務

前受収益	30百万円
長期借入金	800百万円
長期前受収益	322百万円
預り敷金	371百万円
預り保証金	3,090百万円
計	4,615百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

17,909百万円

3. 保証債務の内容

(1) 関係会社の金融機関からの借入金等に対する債務保証額は次のとおりであります。

インダストリア デアシント スペリオル S.A. DE C.V.	1,770百万円	(15,000千US\$)
タックル シーティング UK Limited	766百万円	(3,307千GBP)
タックル シーティング U.S.A.LLC.	602百万円	(5,100千US\$)
フジ オートテック U.S.A.LLC.	529百万円	(4,488千US\$)
広州泰李汽車座椅有限公司	349百万円	(22,950千RMB)
広州富士機工汽車部件有限公司	207百万円	(13,600千RMB)
タチエスサービス株式会社	2百万円	
従業員	2百万円	
計	4,231百万円	

(2) 関係会社のリース契約に対する債務保証は次のとおりであります。

タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S.A.R.L.	3百万円	(20千EUR)
フジ オートテック U.S.A.LLC.	307百万円	(2,605千US\$)
計	310百万円	

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,767百万円
長期金銭債権	309百万円
短期金銭債務	4,802百万円

なお、区分掲記したものについては除いております。

5. 事業年度末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が、事業年度末残高に含まれております。

受取手形	2百万円
支払手形	79百万円
設備関係支払手形	25百万円

6. 現先取引

短期貸付金には、現先取引による短期貸付金4,397百万円が含まれております。当該現先取引にかかる担保受入有価証券の時価は4,389百万円であり  
ます。

損益計算書関係に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	5,912百万円
仕 入 高	16,297百万円
その他の営業費用	698百万円
営業取引以外の取引高	703百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式数の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	35,022,846			35,022,846

2. 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	304,930	3,669,720	450	3,974,200

(注) 1. 自己株式当期増加の内訳

公開買付による増加 3,667,900株

単元未満株式の買取による増加 1,820株

2. 自己株式当期減少の内訳

単元未満株式の市場への処分による減少 450株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当期末残高 (百万円)
		前期末	増加	減少	当期末	
第1回新株予約権(エクイティコミットメントライン契約) (自己新株予約権)	普通株式		2,855	2,855		
			(2,855)	(2,855)		
合 計			2,855	2,855		
			(2,855)	(2,855)		

(注) 1. 目的となる株式の数は、取得及び消却日(平成18年12月20日)を基準日として算出しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第1回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

第1回新株予約権及び自己新株予約権の減少は新株予約権の消却によるものであります。

第1回自己新株予約権の増加は、新株予約権の取得によるものであります。

4. 剰余金の配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	173百万円	5円	平成18年 3月31日	平成18年 6月29日
平成18年11月16日 取締役会	普通株式	208百万円	6円	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日

基準日が当事業年度中に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの  
平成19年6月27日定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決 議	株式の種類	配当の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	186百万円	6円	平成19年 3月31日	平成19年 6月28日

## 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税否認	43百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	362
役員退職慰労引当金否認	157
退職給付引当金否認	425
その他	213
繰延税金資産 小計	1,202
評価性引当額	66
繰延税金資産 合計	1,136
繰延税金負債との相殺	638
繰延税金資産の純額	497

### 繰延税金負債

圧縮記帳積立金	15百万円
特別償却準備金	1
その他有価証券評価差額金	1,263
繰延税金負債 合計	1,281
繰延税金資産との相殺	638
繰延税金負債の純額	642

## 関連当事者との取引に関する注記 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	タチエス エンジニアリング U.S.A. INC	所有 直接 100%	兼任 2名	当社の米国における営業開発業務	部品等の購入 技術支援及び部品等の販売 受取配当金	140 1,168 353	買掛金 未払費用 売掛金 未収入金 その他流動資産	9 0 189 71 1
	インダストリア デアシエント スペリオル S.A. DE C.V.	所有 直接 80.8% 間接 19.2%	兼任 1名	技術支援及び部品の供給他	部品等の購入 技術支援及び部品の販売 銀行借入に対する債務保証	19 3,570 1,770	買掛金 未払費用 その他流動負債 売掛金 未収入金 その他流動資産	0 11 2 1,344 8 0
	タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S.A.R.L.	所有 直接 100%	兼任 1名	当社の欧州における営業開発業務	部品等の販売 リース契約に対する債務保証	27 3	売掛金 未収入金 未払費用	0 11 2
関連会社	富士機工株式会社	所有 直接 24.6%	兼任 2名	当社製品の部品製造	部品の購入 原材料の支給 受取配当金 固定資産の取得	9,208 169 64 0	買掛金 未払金 未払費用 未収入金	3,310 0 0 3

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法
- (1) 部品の購入等については、当社より見積条件(仕様等)を提示し、各社より提示される見積書をベースに価格交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 銀行借入に対する債務保証については、出資割合に応じて行っております。

### 一株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,044円96銭

1 株当たり当期純利益 30円02銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,033百万円
普通株主に帰属しない金額	百万円
普通株式に係る当期純利益	1,033百万円
普通株式の期中平均株式数	34,435,170株

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。



独立監査人の監査報告書

平成19年5月8日

株式会社 タチエス  
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 田 櫓 孝 次 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 新 田 誠 ㊞  
業務執行社員

有楽町公認会計士共同事務所

公認会計士 朝 倉 敏 守 ㊞

私どもは、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タチエスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タチエス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員及び公認会計士朝倉敏守との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月8日

株式会社 タチエス

取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 田 櫓 孝 次 ㊞  
指定社員 業務執行社員 公認会計士 新 田 誠 ㊞

有楽町公認会計士共同事務所

公認会計士 朝 倉 敏 守 ㊞

私どもは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タチエスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、私どもの責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員及び公認会計士朝倉敏守との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当事業年度の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

一時会計監査人有楽町公認会計士共同事務所及びみすず監査法人（平成18年9月1日より一時会計監査人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

一時会計監査人有楽町公認会計士共同事務所及びみすず監査法人（平成18年9月1日より一時会計監査人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月10日

株式会社タチ工ス	監査役会			
常勤監査役	小 泉	忠	男	ⓧ
常勤監査役	川 崎		守	ⓧ
社外監査役	河 合	弘	之	ⓧ
社外監査役	宮 下	卓	也	ⓧ

以 上

## ●株主メモ

- 事業年度 毎年4月1日～翌年3月31日
- 定時株主総会 毎年6月下旬
- 基準日 定時株主総会 毎年3月31日  
期末配当 毎年3月31日  
中間配当 毎年9月30日  
その他必要があるときは、あらかじめ  
公告して定めた日
- 単元株式数 100株
- 株主名簿管理人 東京都港区芝三丁目33番1号  
中央三井信託銀行株式会社
- 同事務取扱所 〒168-0063  
(郵便物送付先) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
- (電話お問合せ先) 電話 0120-78-2031 (フリーダイヤル)
- 同取次所 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店  
日本証券代行株式会社 本店・全国各支店
- 公告の方法 電子公告とします。ただし、不測の事態  
により電子公告による公告ができない  
場合は、日本経済新聞に掲載します。  
(公告掲載 URL)<http://www.tachi-s.co.jp/>

### お知らせ

住所変更、単元未満株式買取請求、名義書換請求及び配当金振込指定等に必要な各用紙のご請求は、株主名簿管理人のフリーダイヤル又はホームページで24時間承ります。

### フリーダイヤル

0120-87-2031

### ホームページ

[http://www.chuomitsui.co.jp/person/p\\_06.html](http://www.chuomitsui.co.jp/person/p_06.html)

# TACHI-S CO.,LTD.